

はじめに

山北町では障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、平成 17 年度に障害者基本法に基づく、障害者支援の基本方針となる「山北町障害者計画」を策定し、各施策を展開してきました。

また、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、「山北町障害福祉計画」を策定し、推進してまいりましたが、環境の変化や障がいのある方の要望の変化、新たな課題に対応するため、平成 18 年度から 3 期にわたって「山北町障害福祉計画」を策定し、さらなる障害福祉施策の充実を図ってまいりました。

この間、国では、障害者制度改革が推進される中で、障害者自立支援法の改正（平成 22 年 12 月）や障害者総合支援法の制定（平成 24 年 6 月）が行われ、サービス提供体制の充実が図られてきました。また、障害者虐待防止法の制定（平成 24 年 10 月）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年 6 月）などに伴い、障がいのある方をめぐる大きな変革が行われてきました。さらに一連の法改正を受けて、平成 26 年 1 月には障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が批准されています。

このような状況の中、当町では、「障がいのある方等の自己決定と自己選択の尊重」「サービスを必要とする方たちへの障害福祉サービスの充実」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」の 3 つを基本理念に掲げ「第 4 期山北町障害福祉計画」を策定いたしました。

当町は、障がいのある方が自らの選択により適切なサービスを利用できるように、サービスの確保とそれぞれの障がいの特性を踏まえた施策の展開や社会のバリアフリー推進のため、近隣市町村及び県と連携をとりながら、計画的に推進してまいります。

なお、この度の計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました障害福祉ネットワーク運営委員会委員の皆さまをはじめ、町民の皆さま、そして関係機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

山北町長 湯川 裕 司

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の概要	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画策定の期間	8
5	計画の策定方法と点検・評価について	9

第2章 障害福祉計画の理念及び視点

1	計画の基本理念	11
2	計画策定の基本的な視点	12
3	サービス提供体制等の確保に関する基本的な考え方	14

第3章 障害福祉サービスの体系

1	自立支援システムの全体像	17
2	自立支援給付	18
3	地域生活支援事業	18
4	第4期計画策定にあたっての考え方	19
5	平成29年度の目標値	19

第4章 障害福祉サービスの見込みと今後の方策

1	自立支援給付	21
2	地域生活支援事業	35
3	地域生活支援拠点等の整備	44

第5章 障害児支援サービスの見込みと今後の方策

1	障害児支援サービス	45
2	障害児支援のための計画的な基盤整備について	48

第6章 計画の推進に向けて

1	計画の進捗管理	49
2	県・近隣市との連携	49

資料編

第 1 章 計画策定にあたって

1

計画策定の概要

(1) 計画策定の概要

当町では、平成 19 年 3 月に第 1 期計画を策定して以来、3 期にわたって障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を必要とする町民が、適切にこれらのサービスを受け、安心して地域で暮らしていけるように、提供体制の確保とサービスの充実に努めてきました。

この間国では、障害者福祉制度改革が推進される中で、障害者自立支援法の改正（平成 22 年 12 月）や障害者総合支援法の制定（平成 24 年 6 月）が行われ、サービス提供体制の充実が図られてきました。また、障害者基本法の改正（平成 23 年 7 月）や、障害者虐待防止法の制定（平成 23 年 6 月）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年 6 月）などに伴い、障がいのある方をめぐる制度は大きな変革が行われてきました。さらに一連の法改正を受けて、平成 26 年 1 月には障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が批准されています。

第 4 期山北町障害福祉計画は、一連の改革を踏まえた上で、障がいのある方等の生活や自分らしく生きるための活動を支援するために、障がいのある方等のニーズを踏まえ、成果目標や活動指標、サービスの見込量目標を設定し、サービスの着実な推進を図るために策定するものです。

「障害」と「障がい」の表記方法について

この計画では、「障害」と「障がい」の2種類の表記を使用しています。

法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

2 計画策定の背景

①障害者制度改革の動向

平成 21 年 12 月、障害者権利条約¹の批准と新たな法制度の整備を目指し、政府に内閣総理大臣を本部長とする障害者制度改革推進本部が設置されました。平成 22 年 1 月からは、障がい当事者や学識経験者、福祉関係者などからなる障害者制度改革推進会議が開催され、同会議及び部会において制度改革のための議論が行われました。それらの議論をふまえて、平成 23 年 7 月には障害者基本法の改正が成立、同年 8 月に公布され、障がいのある方を権利の主体とすることなどの新たな理念が盛り込まれることになりました。

改正障害者基本法のポイント

- ◆ 障がい者の定義に社会モデルの考え方を追加(第二条)
- ◆ 地域社会における共生についての考え方を追加(第三条)
- ◆ 差別の禁止、合理的配慮の必要性(第四条)
- ◆ 共生教育(第十六条)
- ◆ 療育(第十七条)
- ◆ 選挙における配慮(第二十八条)
- ◆ 司法手続における配慮等(第二十九条)

②障害者総合支援法の施行

平成 24 年 6 月には、国の障害者制度改革推進会議総合福祉部会の議論もふまえ、障害者自立支援法にかわる新たな法として、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が成立しました。同法には障がい者の範囲に難病等を加えることなどの改正が盛り込まれ、平成 25 年 4 月に施行されました（一部施策は平成 26 年 4 月から施行）。また、同法については、施行後 3 年を目途に、障害福祉サービスや支給決定のあり方などについて検討することとされており、今後見直しが予定されています。

¹ 「障害者の権利に関する条約」は、平成 25 年 12 月 4 日に締結のための国会承認を得て、平成 26 年 1 月 20 日にニューヨークにおいて、「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託されました。

障害者総合支援法のポイント

- ◆ 障がい者の範囲に難病等を加える
- ◆ 重度訪問介護の対象拡大
- ◆ ケアホームのグループホームへの一元化
- ◆ 障害程度区分を障害支援区分に変更
- ◆ 地域生活支援事業の追加(障害理解の研修・啓発、手話通訳者等養成)

③障害者差別解消法の制定と障害者権利条約の批准

平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。同法は、障害者基本法第 4 条（差別の禁止）に基づき、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」、「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」、「国による啓発・知識の普及を図るための取組」の 3 項目を掲げており、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止のための対応がとられることになっています。同法は平成 28 年 4 月に施行されることになっています。

また国内法の整備が進んだことから、平成 26 年 1 月には障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が批准されています。

④国の障害者基本計画（第 3 次）の策定

平成 24 年度には、国の障害者基本計画の策定に向けて、障害者基本法の改正により新たに設置された障害者政策委員会において議論が行われ、その意見をもとに、平成 25 年 9 月、国は「障害者基本計画（第 3 次）」を策定しました。同計画では、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」、「国際的協調」を基本原則に掲げるとともに、分野別施策の基本的方向として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の 3 点を新たに盛り込んでいます。現在新たな施策も含め、計画の実現に向けた動きが進められています。

国の基本指針について

市町村及び都道府県の障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、国の定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）（以下、基本指針）に即して策定するものとされています。基本指針は、同法の趣旨等を踏まえ、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、障害福祉計画の策定または変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としたものです。

第 4 期障害福祉計画の策定に先立って、国は基本指針の改正を行いました（最終改正平成 26 年厚生労働省告示第 231 号）。改正された基本指針では、これまでの数値目標を見直し、新たに地域生活支援拠点等の整備を盛り込むとともに、成果目標と活動指標を設定することが定められました。また、計画の円滑な推進を図るために、成果目標と活動指標の進捗状況の分析・評価を年 1 回以上実施し、計画を PDCA サイクルで推進することとされています。また、これまでは限定的だった障がい児支援についての言及が強化され、障がい児のためのサービスについても活動指標を設定するなど、内容の充実が図られています。

本計画は基本指針に即して、本町の実態等も踏まえながら策定するものです。

3 計画の位置づけ

◆上位・関連計画、根拠法

この計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、国が作成する基本指針を踏まえて策定しています。また、同法第88条に基づき、障がいのある方等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、「山北町障害者計画」に掲げる障がいのある方に対する福祉施策を推進する3年間の実施計画として位置づけられます。

併せて、山北町が進めるまちづくりの基本方針である「総合計画」、「地域福祉計画」との整合性にも配慮して策定しています。

◆障害者総合支援法第88条

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

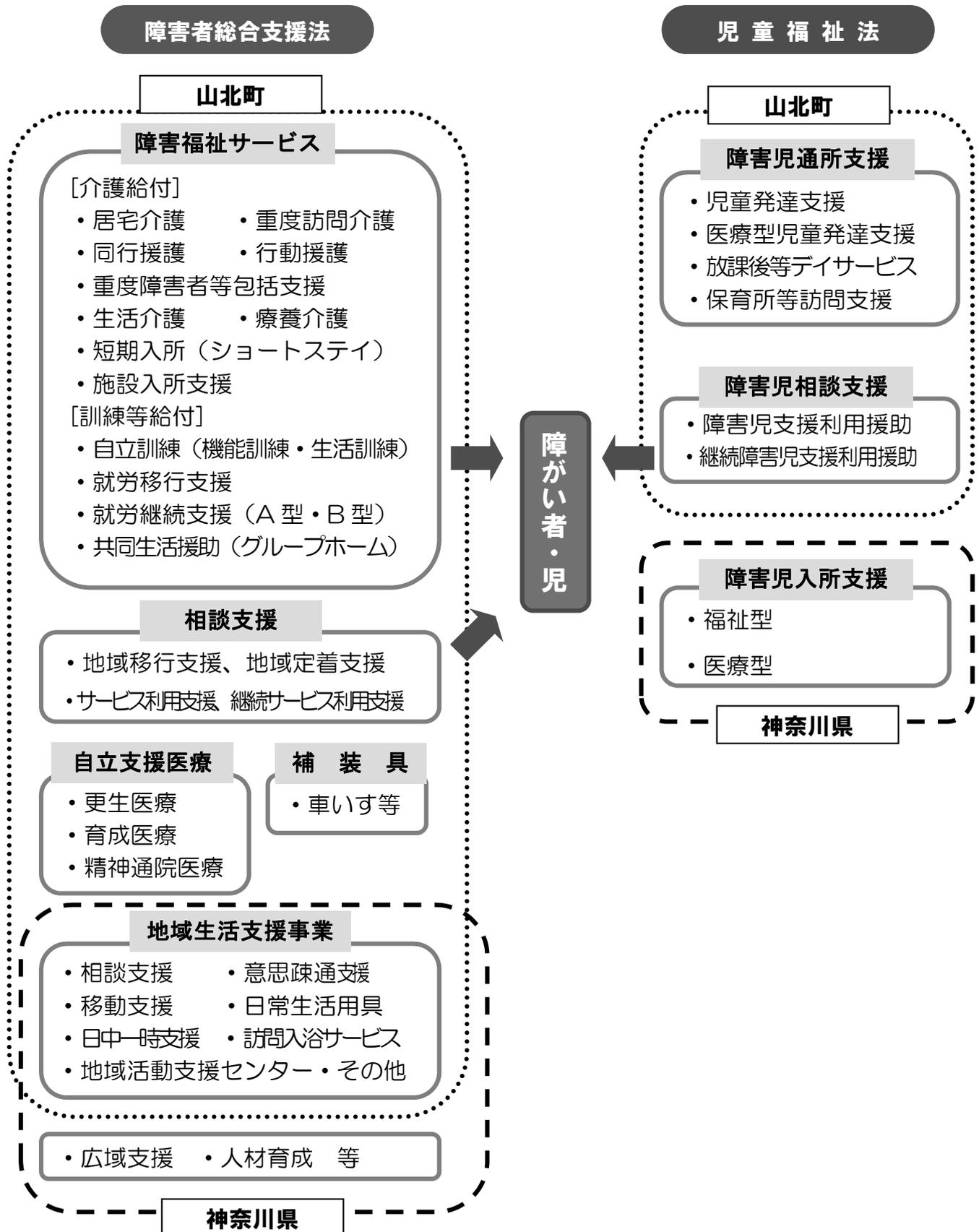
3 （略）

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

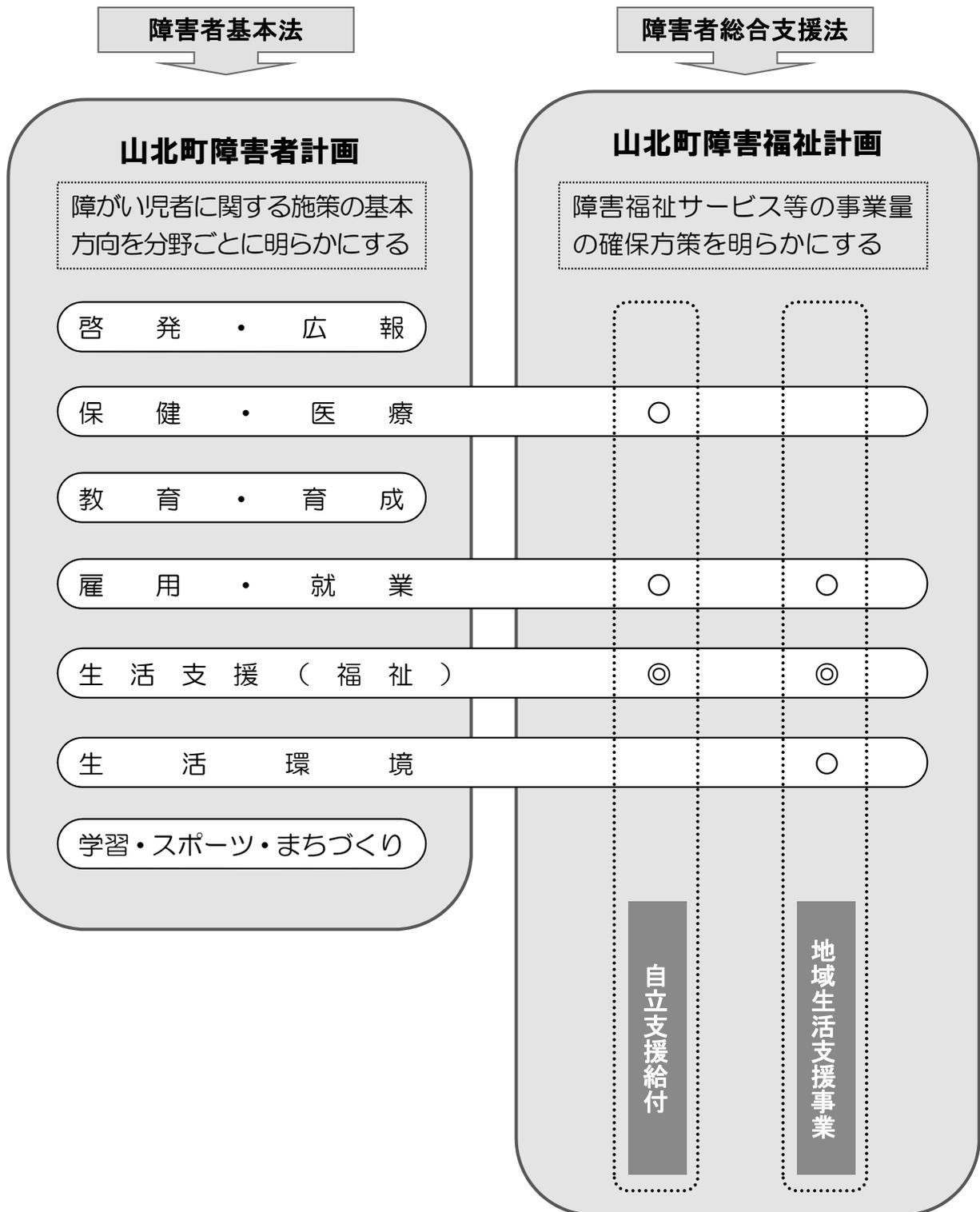
5～11 （略）

なお、障害福祉サービスによる自立支援システムの構築の概念及び障害者計画と障害福祉計画の関係は、図に示すとおりです。

◆総合的な自立支援システム構築の概念図



◆障害者計画と障害福祉計画の関係

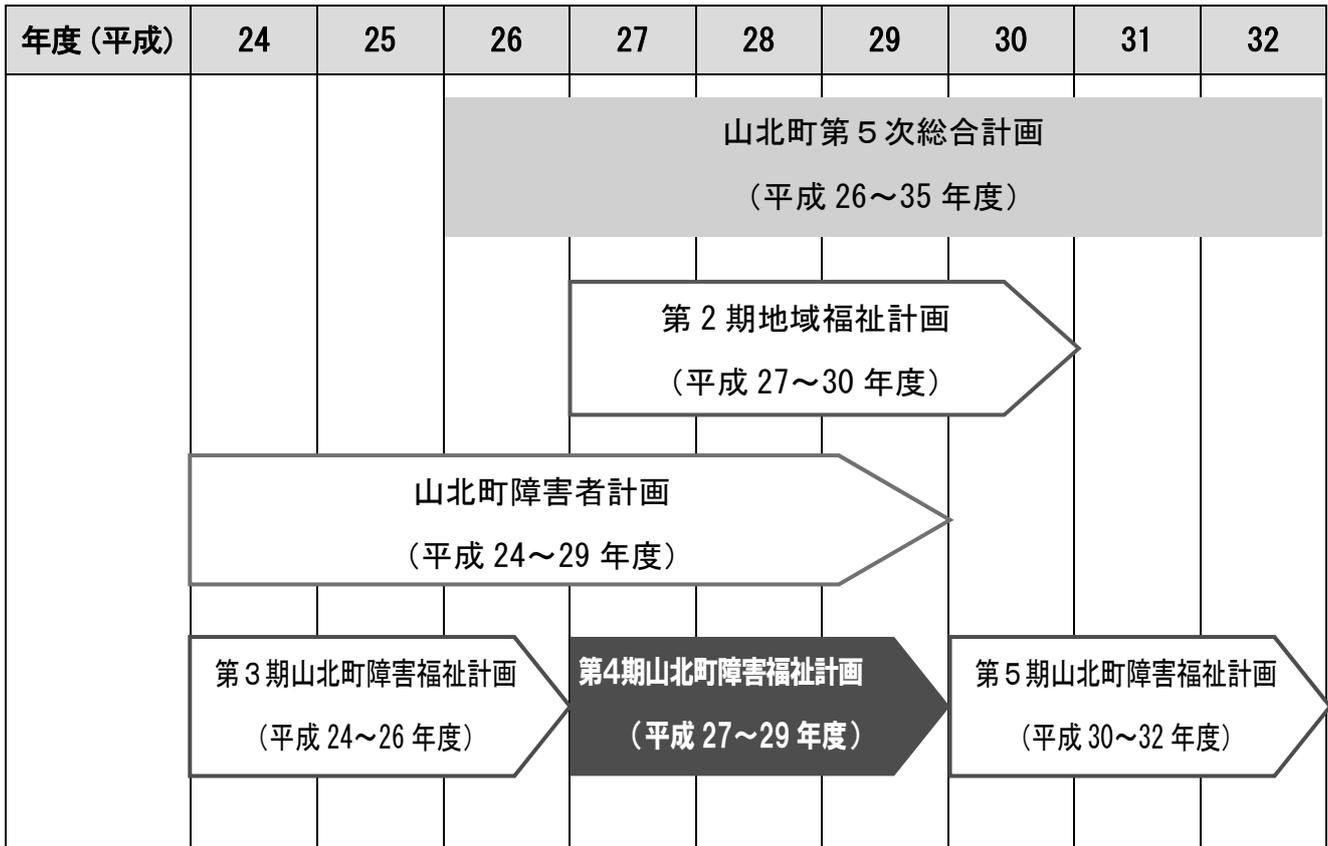


(注)「◎」は本計画のメインとなる内容、「○」は本計画のサブメインとなる内容

4 計画策定の期間

障害福祉計画は3年を1期として作成することとなっており、第4期は平成27～29年度を計画期間とします。

◆計画の期間



5 計画の策定方法と点検・評価について

◆計画の策定方法

この計画は「山北町障害者計画」と的確に連動して策定・推進していくよう、「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」における提言を踏まえて策定しました。

◆点検・評価について

第4期障害福祉計画の策定に先立って、国は基本指針の改正（最終改正 平成26年厚生労働省告示第231号）を行いました。改正された基本指針では、計画の円滑な推進を図るために、成果目標と活動指針の進捗状況の分析・評価を年1回以上実施し、計画をPDCAサイクルで推進されることとされています。山北町では、従来から設置していた「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」を点検・評価機能を行う場に当て、年1回以上開催します。



第2章 障害福祉計画の理念及び視点

1 計画の基本理念

第2期計画においては、①障がいのある方等の自己決定と自己選択の尊重、②3障がい（身体・知的・精神）の制度の一元化による障害福祉サービスの充実、③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、の3つの基本理念を掲げてきました。

第3期計画では、障がいのある方等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえて掲げた第1期計画から第3期計画の基本理念を、第4期計画においても踏襲することとします。

1 障がいのある方等の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある方等が、障がいの種別や程度を問わず自分で住む場所を選び、必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、障がいのある方等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

2 サービスを必要とする方たちへ障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体は、市町村を基本とする仕組みに統一されました。また、難病者に対する支援、障がいのある子どもに対する支援の充実化にも取り組んでいきます。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の入所施設や病院から地域生活への移行を進めるという課題に対応するため、相談体制の充実、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、グループホーム等の居住の場の確保など、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。

また、障がいのある方の働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるように、企業や福祉施設、関係機関と協力して就労支援の充実を図ります。

2 計画策定の基本的な視点

障害福祉計画の策定にあたって、計画の基本理念を踏まえて障がいのある方等の地域生活を進めていくための基本的な視点は、次のとおりです。

(1) 障がいのある方等の地域生活に向けての体制の整備・サービスの充実

これからの障害福祉施策の課題は、障がいのある方等が施設や病院で24時間を過ごす生活から、地域での生活へ向けて転換していくことであり、日中活動の場と住まいの場を分けることが大切です。そうすることで、障がいのある方等と地域社会との関わりも広がっていきます。

障がいのある方等の地域での生活を支える「住まいの場」としては、グループホーム、日中活動の場、就労を促進してきた経緯があり、これらと障害者自立支援法による新しいサービス体系に合わせた再編・整備や、地域生活を支える多様なサービスを充実していきます。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備に加え、障がいのある方の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援に取り組みます。

また、障害のある子どもについても、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）の改正による障がいのある子どもの支援の強化等を踏まえ、身近な地域において、年齢や成長に応じて、適切な支援を受けられるよう、家族を含めた支援体制の整備を促進します。

今後は、その方が日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という観点から、「必要な方に、必要なサービスを提供する」ことを考えていきます。

(3) 発達障害や高次脳機能障害などへの対応

従来、「制度のはざま」の障がいといわれ、実際に日常生活の困難に直面しながら、福祉サービスを利用しにくかった発達障がいや高次脳機能障がいなどの障がいについては、一人ひとりの「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目して、必要な支援や対象者を考えていきます。

(4) 県及び近隣市町との連携・協力

山北町単独ではサービスの提供が困難なものについては、近隣市町等との広域的な連携・協力（障害保健福祉圏域）により、サービス基盤の整備・充実を図ります。また、神奈川県に対しても、さらに専門的かつ広域的な支援体制の構築を要望します。



3 サービス提供体制等の確保に関する基本的な考え方

計画の基本理念、及び計画策定の基本的視点を踏まえて数値目標を設定し、計画的整備を進める中で、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図ります。

(1) 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的考え方

① 必要な訪問系サービスの確保

障がいのある方等が地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がいのある方等一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

また、家族と共に暮らし続けたいと願う障がいのある方等にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも必要なサービスです。

今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増える見込まれます。障がいの種別に関わりなくサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備を進めます。

② 希望する障がいのある方等に日中活動系サービスの確保

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、放課後等デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努め、希望するサービスへの移行を推進します。

③ グループホーム等の充実を図り、入所・入院から地域生活への移行の促進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院への入院から、地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある方等の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。また、福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需によ

る発注の拡充を推進します。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

全ての障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用者については、「サービス等利用計画」を作成することとされていますが、その担い手となるのが「指定特定相談支援」です。そのニーズに対応していくためには、現在障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険事業者等に対しても、積極的にこれらの相談支援事業の指定を受けるよう促すとともに、相談支援の担い手を確保する必要があります。

当町においては、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重する考え方から「セルフプラン」の活用も重視してきました。今後、セルフプランの点検を図りながら利用者のニーズを精査していく中で、適宜計画相談支援につなげていくことも進めていきます。

これらについて、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援を実施できる体制の整備を図り、相談支援事業を効果的に実施するため、広域圏域（1市5町）で、事業者・雇用・教育・医療等の関連分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」の中で、ネットワーク化を充実させていきます。



第3章 障害福祉サービスの体系

1 自立支援システムの全体像

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもとで地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」があります。

自立支援給付

障害福祉サービス

[介護給付]

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・施設入所支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護

[訓練等給付]

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助（グループホーム）

相談支援

- ・地域移行支援、地域定着支援
- ・サービス利用支援 継続サービス利用支援

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

地域生活支援事業

- ・理解促進研修、啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）（住宅入居等支援事業）
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域生活支援センター機能強化事業
- ・移動支援
- ・日常生活用具
- ・日中一時支援事業
- ・訪問入浴サービス

障がい者・児

2 自立支援給付

自立支援給付は、①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに分類されます。

① 介護給付		
居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護
行動援護	重度障害者等包括支援	短期入所（ショートステイ）
生活介護	療養介護	施設入所支援

② 訓練等給付		
自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援
就労継続支援 A 型（雇用型）	就労継続支援 B 型（非雇用型）	共同生活援助（グループホーム）

③ 自立支援医療		
更生医療	育成医療	精神通院医療

④ 補装具		
-------	--	--

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる法定化された事業です。また、地域生活支援事業は、地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。

必須事業は「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）（住宅入居等支援事業）」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」があります。

4 第4期計画策定にあたっての考え方

第4期計画策定にあたっては、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

本計画の策定にあたって、国が基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」を示しています。また、本計画書第2章第1節で示した計画の基本理念（「障がいのある方等の自己決定と自己選択の尊重」「サービスを必要とする方たちへ障害福祉サービスの充実」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」）をもとに、これらの指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、山北町の障がいのある方への自立への施策を展開していきます。

5 平成29年度の目標値

本計画では、障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進していくことが大きな目標となっています。その観点に基づき、以下に掲げる2項目について平成29年度を目標年度とした数値目標を設定します。

数値目標については、国及び神奈川県の基本指針を踏まえつつ、山北町の実情に依りて設定しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第1期計画策定時の平成17年度において福祉施設に入所している障がいのある方のうち、自立訓練事業等を利用してグループホーム・一般住宅等に移行する方を見込み、平成29年度末までに地域生活に移行する障がいのある方の数値目標を設定します。なお、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定します。

(単位：人)

	数 値	備 考
平成 25 年度末 入所者数 (A)	27	平成 26 年 3 月 31 日の数
平成 29 年度末 入所者数 (B)	26	平成 29 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込 (A - B)	1	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	1	平成 29 年度末までに、施設から地域移行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に福祉施設の利用者のうち一般就労へ移行する障がいのある方の数値目標を設定します。

(単位：人)

	数 値	備考 (国の基本方針等)
平成 24 年度の 一般就労者数	2	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 29 年度 年間 一般就労移行者数	8	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成 25 年度末の 就労移行支援事業 利用者数	1	—
【目標値】 平成 29 年度末 就労移行支援事業 利用者数	2	—

(3) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神障がいのある方の地域生活移行について、国の「基本方針」では、市町村における成果目標は定められていませんが、神奈川県における成果目標をここに掲げます。

	数 値	備 考
【目標値】 平成 29 年度 年間 地域移行者数	1	平成 29 年度において精神科病院を退院して地域生活へ移行する数

当町では、単独で目標達成は難しいため、近隣の市町等と協議しながら達成に近づけていきます。

第4章 障害福祉サービスの見込みと 今後の方策

1

自立支援給付

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込値確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

I 介護給付

(1) 訪問系

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・ホームヘルプといわれているサービスで、自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障害支援区分1以上の方が利用の対象となります。

② 重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動の支援等を総合的に行います。
- ・障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている方または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方が対象となります。

③ 同行援護

- ・外出時において、障がいのある方に同行して移動に必要な情報を提供する（代筆・代読を含む）とともに、移動の援護等を行うサービスを提供します。
- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方が対象となります。

④ 行動援護

- ・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を要する方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。
- ・障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連

項目（12項目）の合計点数が10点以上である方が対象となります。

⑤ 重度障害者等包括支援

- ・常時介護が必要な方で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
- ・障害支援区分が区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺がある寝たきり状態の方で、気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある方、又は最重度の知的障がいのある方が対象となります。

●● 実績と見込値 ●●

（上段：時間分²、下段：人分³）

月平均	実績値			見込値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用時間分	212	219	262	280	300	320
利用者数	11	11	13	14	15	16

〔見込値設定の方法〕

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方等のニーズ、退院可能な精神障がいのある方のうち、居宅介護等の利用が見込まれる方の数、平均的な一人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

〔前計画の検証〕

訪問系サービスについては、「居宅介護」の利用者が微増しています。しかしながら、重度訪問介護等についてはこの地域にサービス提供を行う事業者が少ないため、実績がありませんでした。

◆見込値確保のための方策

増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込まれる計画量を確保するためにヘルパー等の担い手の育成を自立支援協議会等を通して事業所に働きかけます。

² 月間のサービス提供時間

³ 月間の利用者数

⑥ 短期入所（ショートステイ）

- ・自宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の障がいのある方等が対象になります。

●● 実績と見込値 ●●

（福祉型）

（上段：人日分⁴、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人日分	83	101	86	90	90	100
利用者数	3	6	7	8	8	9

（医療型）

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人日分				15	30	30
利用者数				1	2	2

※第4期から「短期入所（医療型）」の見込みを追加することになりました。

【 見込値設定の方法 】

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方等のニーズ及び平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

【 前計画の検証 】

障がいのある方ご本人の自立に向けた短期入所の利用から、ご家族の一時的な休息（レスパイト）としての短期入所利用があり、前計画の見込値から実績が増加しました。

◆今後の見込

今後、ニーズが増えていくことが見込まれます。また、医療型の短期入所について、医療的ケアを伴う方が利用できるよう、医療機関等とも連携していくよう努めていきます。

⁴ 「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(2) 日中活動系

① 生活介護

- ・常時介護が必要な方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等や創作的活動、又は生産活動の機会を提供します。
- ・障害支援区分3以上、50歳以上の場合は障害支援区分2以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象です。

●● 実績と見込値 ●●

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	865	851	880	880	860	840
利用者数	44	43	43	44	43	42

[見込値設定の方法]

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

[前計画の検証]

前計画から10名以上利用者実績が増加しています。主に施設入所支援の利用者が日中活動の場として利用しています。

◆今後の見込

現状維持を確保しつつ、特別支援学校卒業者など新規利用者を見込みながら、利用希望のある方々に支障がないよう、体制整備に努めていきます。

② 療養介護

- ・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理・看護・介護及び日常生活上の世話を行います。
- ・筋萎縮性側索硬化症⁵患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っ

⁵ 重篤な筋肉の委縮と筋力低下をきたす神経変形疾患で運動ニューロン病の一種。

ている障害支援区分6の方、及び筋ジストロフィー⁶患者又は重症心身障がいのある方であって障害支援区分5以上の方が対象になります。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：人分)

	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数	3	3	3	3	3	3

※見込値は平成24年度以降に18歳以上となる適齢児の利用見込みにより、算出しています。

[見込値設定の方法]

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

[前計画の検証]

平成24年度から児童福祉法の改正により支援の実施主体が県から町に変更になっています。実績は横ばいとなっています。

◆今後の見込

今後も現状維持に努めていきます。

(2) 居住系

① 施設入所支援

- ・施設に入所する方に、主として夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。
- ・障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の方が対象になります。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：人分)

	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数	28	26	27	26	27	27

⁶ 少しずつ筋肉の力が弱くなり筋肉が痩せていく遺伝性の病気の総称。

〔見込値設定の方法〕

国の基本指針：第1期計画時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な方の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者の見込値を定める。

なお、当該見込値は、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

〔前計画の検証〕

グループホームへ移行した方々もいたため、実績が微減しました。

◆今後の見込

国の基本指針に従った形で見込値を減らしていく見込みで立てていきますが、地域や施設の実情に合わせた形で利用を見込んでいきます。

II 訓練等給付

(1) 日中活動系

① 自立訓練（機能訓練）

- ・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。具体的には、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。
- ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のために一定の支援が必要な身体障がいのある方が対象となります。

●● 実績と見込値 ●●

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	0	0	0	0	20	20
利用者数	0	0	0	0	1	1

[見込値設定の方法]

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

[前計画の検証]

利用者減のため実績は伸びていません。

◆今後の見込

機能訓練を実施する事業者がこの地域では多くないため、事業者の確保に努めていきます。

② 自立訓練（生活訓練）

- ・自立した日常生活又は生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。具体的には、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。
- ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために一定の支援が必要な知的障がいのある方、又は精神障がいのある方が対象となります。

●● 実績と見込値 ●●

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人日分	28	5.5	11.5	12	24	24
利用者数	1	1	1	1	2	2

[見込値設定の方法]

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能な精神障がいのある方のうち自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

[前計画の検証]

実績は横ばいとなっています。

◆今後の見込

国の方針により長期入院患者の退院促進が進んでいく見込みであるため、見込値を増やしています。

③ 就労移行支援

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業、実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等を行います。
- 一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の方が対象になります。

●● 実績と見込値 ●●

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人日分	47	19	21.5	20	40	40
利用者数	2	1	1	1	2	2

[見込値設定の方法]

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる方の数、退院可能な精神障がいのある方のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

[前計画の検証]

利用者数が減ったため、実績値が減少しています。

◆今後の見込

今後、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象となる方等を見込み、見込値を増やしています。

また、現在、近隣市町2市8町では「障害者就業・生活支援センター運営費負担金」を出し合い、「障害者支援センターぽけっと」のジョブコーチを活用し、職場定着のための支援を行っています。

④ 就労継続支援A型（雇成型）

- ・企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・適切な支援により雇用契約に基づき就労する方につき、生活活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

●● 実績と見込値 ●●

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人日分	0	0	0	0	20	20
利用者数	0	0	0	0	1	1

【 見込値設定の方法 】

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定にあたっては、平成23年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。

【 前計画の検証 】

利用者がいなかったため実績はありません。

◆今後の見込

就労継続支援 A 型は、近隣に実施している事業者が少ないため、見込みを立てるのが難しい現状にあります。しかし、国の基本指針に基づき、若干ではありますが見込値を増やしています。

⑤ 就労継続支援 B 型（非雇用型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、生活活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要なその他の訓練や支援を行います。
- 就労経験があるが年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方、就労移行支援事業を利用した結果、非雇用型の利用が適当と判断された方、50 歳以上の方、障害基礎年金 1 級を受給されている方等が対象となります。

●● 実績と見込値 ●●

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人日分	316	415	421.5	435	450	465
利用者数	22	27	27	29	30	31

【 見込値設定の方法 】

国の基本指針：現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定にあたっては、区域内の就労継続支援（非雇用型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【 前計画の検証 】

山北町にある「特定非営利活動法人 KOMNY やまなみ工芸」が就労継続支援 B 型に移行したこともあり、実績値が伸びています。前計画の見込値より、若干の増加がありました。

◆今後の見込

工賃の向上を図りつつも、生きがいや社会的役割を確保するなど、多様な働き方が求められており、町も推進に努めていきます。

(2) 居住系

① 共同生活介護（ケアホーム）

- ・地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

※平成 25 年度末で廃止。利用者は共同生活援助へ移行。

② 共同生活援助（グループホーム）

- ・共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある方に対し、主として夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先等関係機関との連絡、その他の必要な日常生活の世話をを行います。
- ・障害支援区分 2 以上に該当する知的障がい及び精神障がいのある方が対象になります。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：人分)

	実績値			見込値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	9	9	9	10	10	10

[見込値設定の方法]

国の基本指針：福祉施設からグループホームへの移行について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している方の数、障がいのある方のニーズ、退院可能な精神障がいのある方のうち共同生活援助の利用が見込まれる方の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。

[前計画の検証]

見込値とおりの実績がありました。

◆今後の見込

見込値については、地域移行を行う上で大切なサービスであると認識しています。この地域での受け入れ体制も勘案しつつ、増加で見込みます。

◆見込値確保のための方策

施設入所から地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要増が見込まれるため同施設の整備に努めるほか、障がいのある方のニーズの状況を勘案し、施設入所支援サービスの提供施設の確保を検討します。

(4) 相談支援

① 指定計画相談支援 [平成 27 年 4 月から全ての支給決定に必須]

- ・指定計画相談支援は、障害者自立支援法の改正により従来の指定相談支援（サービス利用計画の作成等）が見直され、平成 24 年 4 月から実施されている相談支援です。
- ・全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画の作成とモニタリングを実施します。

② 指定地域相談支援（地域移行支援）

- ・住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うもので、障がい者支援施設等に入所している障がいのある方、又は精神科病院に入院している精神障がいのある方が対象となります。

③ 指定地域相談支援（地域定着支援）

- ・常時の連絡体制を確保して相談や緊急時の対応等を行うもので、居宅において単身で生活する方や同居している家族による支援を受けられない方が対象となります。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：人)

年間利用者数	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	2	18	62	80	99	110
地域移行支援	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	1

[見込値設定の方法]

国の基本指針：

- ・計画相談支援においては、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ・地域移行支援は、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある方のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる方の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ・地域定着支援は、単身世帯である障がいのある方の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある方の数、施設入所者の地域生活への移行者、入院中の精神障がいのある方のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる方の数等を設定する。

[前計画の検証]

前計画では必須事業ではなかったため実績が少なかったが、平成 27 年 4 月からの実施に向けて、徐々に実績が上がってきています。

◆今後の見込

平成 27 年 4 月には全てのサービス利用者が計画の策定が必要であり、今後も新規利用者が増えることを見込み、平成 29 年度には 110 名を見込みました。

◆見込値確保のための方策

現在、この地域の相談支援事業者数が少なく、飽和状態となっています。この現状を受け、地域自立支援協議会等でニーズのある障害のある方たちに対し不足が生じないように、調整・検討を行っていきます。

また、指定地域相談支援についてはこの地域では事例が少なく、受け入れられる事業所も少ない現状にあります。今後、精神科病院等からの地域移行者が増えてくることが見込まれるため、周辺自治体・相談支援事業所と共に体制整備に努めていきます。



2 地域生活支援事業

(1) 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

障がいのある方等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある方等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

当町では、1市5町で委託している自立サポートセンターの地域活動支援センター事業内で実施される「スマイル講演会」などで障がいのある方への理解を促進しています。

また、山北町社会福祉協議会とも連携し、「社協やまきた」に障害福祉に関すること等を掲載していくよう、進めてまいります。

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある方等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。1市5町で委託している自立サポートセンタースマイルの地域活動支援センター事業で実施されているピアサポート（障がいのある方同士によるサポート活動）事業などで、障がいのある方・ご家族等に働きかけています。

(3) 相談支援事業（必須事業）

○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

計画期間内の実施を目指します。

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

障がいのある方が賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援する事業です。1市5町で委託している自立サポートセンタースマイルの相談事業による「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」により、実施しています。

●● 実績と見込値 ●●

① 障害者相談支援事業

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

② 市町村相談支援機能強化事業

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

【 前計画の検証 】

1市5町で委託している「障害者自立サポートセンタースマイル」に1か所設置しています。

◆今後の見込

今後も委託設置していきます。

◆見込値確保のための方策

障がいのある方等についての総合的な相談窓口の充実を図ります。また、地域自立支援協議会において、地域の関係機関の連携のもとに相談支援の質の向上を図るとともに、相談支援機能強化事業を計画的に進めます。

今後は、相談活動を充実させるために民生委員・児童委員等の支援体制を整備し、地域で気軽に相談できる体制づくりとともに、適切な情報提供に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業 (必須事業)

成年後見制度が必要であると認められた場合、申立てに要する経費を助成する事業です。

当町では、平成 16 年度に事業を開始しました。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：件)

	実績値			見込値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数	0	0	0	1	1	1

[前計画の検証]

利用希望のある方がいなかったため、実績はありませんでした。

◆今後の見込

成年後見制度の利用希望があったときには、すぐに対応できるよう体制を整備していきます。

◆見込値確保のための方策

成年後見制度に関する情報の周知を進め、制度の利用促進を図ることで、サービスニーズに合った見込値の確保に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

「成年後見制度法人後見支援事業」は、社会福祉法人や NPO 法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。

近隣市で既に取り組みが進んでいるところを参考にし、計画期間内の実施を目指します。

(6) 意思疎通支援事業

・聴覚や言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通が困難な方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣又は手話通訳者の設置を視野に置き、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数	0	2	4	4	5	6

[前計画の検証]

主に、手話通訳者派遣を利用されています。利用状況としては、年金事務所やハローワークでの通訳となっています。

◆今後の見込

手話通訳派遣利用は今後も増えていくことが見込まれるため、微増で見込んでいます。

◆見込値確保のための方策

視覚障がいや聴覚障がい等により情報の取得が限定されてしまうことが、社会参加を困難にしています。日常生活の中での的確に情報提供が受けられるように事業の充実を図ります。障がいのある方等のニーズと住民の個々の技能や活動を促進するために、手話通訳ボランティアや要約筆記者、点訳・朗読ボランティアの養成講座等を社会福祉協議会と協力して開催し、ボランティアの養成や支援の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

- 重度の障がいのある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。
- 重度の身体障がいのある方及び子ども、知的障がいのある方及び子ども、精神障がいのある方であって、当該用具を必要とする方が対象となります。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：件)

年給付・貸与件数		実績値			見込値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
①	介護・訓練支援用具	0	0	0	0	0	0
②	自立生活支援用具	2	0	1	1	1	1
③	在宅療養等支援用具	1	1	0	1	1	1
④	情報・意思疎通支援用具	0	0	0	0	0	0
⑤	排泄管理支援用具	25	28	25	26	27	28
⑥	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	0	0	0

【 前計画の検証 】

⑤排泄管理支援用具の内容はストマ用装具・紙おむつの利用となっています。これらは日常的に必要となるものであり、利用者が限られているので、件数は横ばいとなっています。

◆今後の見込

今後も同じ利用者が利用継続されていくことと新規の方が増えることを見込んでいます。

◆見込値確保のための方策

重度の障がいのある方等の日常生活の便宜を図るために、ストマ用装具・特殊ベッド・入浴補助用具等日常生活用具の利用促進と事業の充実を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話は聴覚障がいのある方にとって大事なコミュニケーションの手段です。手話通訳に関わる人材の育成を図ります。近隣市町と協力し計画期間内の実施を目指します。

(9) 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がいのある方等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
- ・障がいのある方等であって、町が外出時に移動の支援が必要であると認めた方が対象となります。
- ・現在は個別支援型で対応していますが、障がいのある方等のニーズによってグループ支援型も検討していきます。

●● 実績と見込値 ●●

(上段：人、下段：時間)

	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数	3	6	5	5	6	7
年延べ利用時間	114.5	199.5	120.5	150	180	210

[前計画の検証]

少しずつですが、利用者が増えています。在宅で生活される方が買い物等に利用されたり、グループホーム利用者が移動支援事業を利用しているケースがありました。

◆今後の見込

在宅生活をしている方のみならず、今後はグループホーム利用者が移動支援事業を利用していくことが見込まれるため、見込値を微増させています。

◆見込値確保のための方策

障がいのある方等が自由にそして安全に移動するために、外出しやすい道路整備や駐車場スペースの整備を推進します。また、路線バスやタクシーの利用促進、自動車改造費助成、福祉タクシー利用助成等の事業を進め、移動・交通手段の充実に努めるとともに障がいのある方の社会参加を支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

- ・障がいのある方等を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化して、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。
- ・この事業の実施者は、法人格を有していなければなりません。また、利用者との利用契約を締結することが必要です。

① 基礎的事業

- ・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対して創作的活動・生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うものです。

② 機能強化事業

- ・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴サービス等の事業を併せて行うことで、充実した地域活動支援センター事業を実施します。

●● 実績と見込値 ●●

利用者数 及び実施箇所	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
① 基礎的事業	21人分	22人分	22人分	22人分	24人分	25人分
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

[前計画の検証]

設置場所としては、1市5町で委託している「障害者自立サポートセンタースマイル」の1か所となります。登録人数はほぼ横ばいとなっています。

◆今後の見込

設置場所は現状とおり。登録人数も落ち着いており、新規での利用希望のある方がいれば順次紹介させていただきます。

◆見込値確保のための方策

今後も委託先とともに、障がいのある方等の地域生活支援の推進を図ることに努めます。

(7) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

- ・障がいのある方の地域での生活を支援するため、居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を図ります。

② 社会参加支援事業

- ・地域の実情に応じた障がいのある方の社会参加を促進します。
- ・当町では「自動車運転免許取得費助成事業」、「自動車改造費助成事業」、「福祉タクシー利用助成事業」として行っており、自動車運転免許取得費の助成や身体障がいのある方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部助成、重度の心身障がいのある方にタクシーの基本料金を助成するタクシー券を交付する等の事業により、就労等社会活動への参加の促進を図ります。

③ 日中一時支援事業

- ・障がいのある方等の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：人)

利用者数		実績値			見込値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
①	訪問 入浴サービス	1	1	2	2	2	3
②	社会参加促進	123	118	124	125	125	125
③	日中一時支援	4	4	5	5	6	7

[前計画の検証]

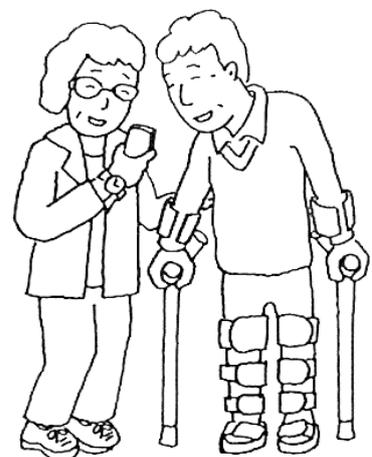
①～③、それぞれで実績が微増していますが、ほぼ計画見込みどおりとなっています。

◆今後の見込

今後は制度を活用していただきたい趣旨から、計画では微増で見込んでいます。

◆見込値確保のための方策

ニーズに合ったサービスの見込値の確保に努めます。



3 地域生活支援拠点等の整備

[国の方針]

障がいのある方への地域生活を支えるため相談支援、緊急時の受入などの機能を持つ「地域生活支援拠点」を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とし目標設定します。

[神奈川県の方針]

医療的ケアの必要な障害のある方や自立支援協議会で把握している課題など、各市町村又は圏域ごとのニーズを把握したうえで、神奈川県が緊急時の受入体制の確保を目的に整備した地域生活支援拠点の活用も含め各市町村と圏域等と協議を進め、神奈川県の実情にあった目標を設定します。

[山北町の方針]

◎町独自で設置することは難しいため、県西圏域の市町村自立支援協議会及び「障害福祉サービス等地域拠点事業配置事業」「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」等、県の事業を活用し、山北町では平成27年度にこの事業についての調査研究、平成28年度に圏域内事業所等と共に検討・調整会議、平成29年度までに「地域生活拠点支援事業」整備の目途を立てます。

～実施予定期間～

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業内容	調査研究	検討・調整会議	整備に向けて

第5章 障害児支援サービスの見込みと 今後の方策

1 障害児支援サービス

障害児支援事業は、児童福祉法に位置付けられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に分かれています。後掲の①・③・④は、本計画から数値目標を盛り込むことになりました。

① 児童発達支援

- ・児童発達支援とは、児童発達支援事業所や児童発達支援センターが障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することをいいます。

●● 実績と見込値 ●●

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人日分	6	22	17	17	19	20
利用者数	2	4	6	4	5	6

② 放課後等デイサービス

- ・放課後等デイサービスとは、学校通学中の障がいのある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中を対象に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

●● 実績と見込値 ●●

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人日分	44	54	41	40	44	44
利用者数	8	10	9	7	8	8

〔見込値設定の方法〕

国の基本指針：現に利用している子どもの数、ニーズ等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障がいのある子どもを対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用者数及び量の見込みを定める。

③ 保育所等訪問支援

- ・ 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
- ・ 保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある子どもが対象。

●● 実績と見込値 ●●

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	12	3	0	0	12	12
利用者数	1	1	0	0	1	1

〔見込値設定の方法〕①～③

国の基本指針：地域における児童の数の推移、現に利用している障がいのある子どもの数、障がいのある子ども等のニーズ、保育所等での障がいのある子どもの受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がいのある子どもの数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

④ 障害児相談支援

サービス内容は2つあります。

◎「障害児支援利用援助」

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がいのある子どもの心身の状況や環境、障がいのある子どもまたは保護者の意向などを踏まえて「障害児支

援利用計画案」の作成を行います、利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

◎「継続障害児支援利用援助」

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直し（モニタリング）を行います。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

- ・ 障害児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもが対象となります。

●● 実績と見込値 ●●

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
年間 利用者数	2	6	11	12	13	14

[見込値設定の方法]

国の基本指針:障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。



2

障害児支援のための計画的な基盤整備について

[国の方針]

障がいのある子どもについては、教育、保育等の関係機関との連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされ、その整備については、次期計画に定め、それに沿った取り組みを進めるよう努めるものとしています。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能（虐待を受けた障がいのある子ども等の対応を含め）の必要性から、地域における中核的支援施設として位置付けるものとしています。

[神奈川県の方針]

障害児通所支援及び障害児相談支援の整備について、教育や保育等の関係機関におけるニーズを含めた地域の実情を勘案して、その必要量を見込むこととしています。

児童発達支援センターについては、各市町村又は圏域ごとに協議を行い、中核的支援施設としての機能、位置づけ等について検討を進めることとしています。

[山北町の方針]

町独自で設置することは難しいため、圏域での整備を進めていく必要があると考えています。その際には、利用者の利便性も考慮し立地等にも配慮していきます。

現在、足柄上郡5町では、児童発達支援事業の調査研究を行っています。今後は、児童発達支援事業の整備に向けた検討を行っていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理

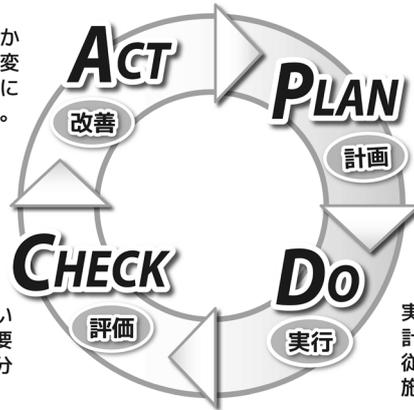
本計画は平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で第 4 期として策定します。

第 4 期の年度ごとの見込値に対する実施事業量を比較・検討して、第 4 期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成 29 年度末までに行います。

進捗管理には PDCA サイクルの手法を用い、山北町障害福祉ネットワーク運営委員会内で評価をしていきます。

改善 ACT
計画を継続するかどうか、内容を変更するかどうかについて決定する。

評価 CHECK
計画の達成度合いを評価し、成功要因や失敗要因を分析する。

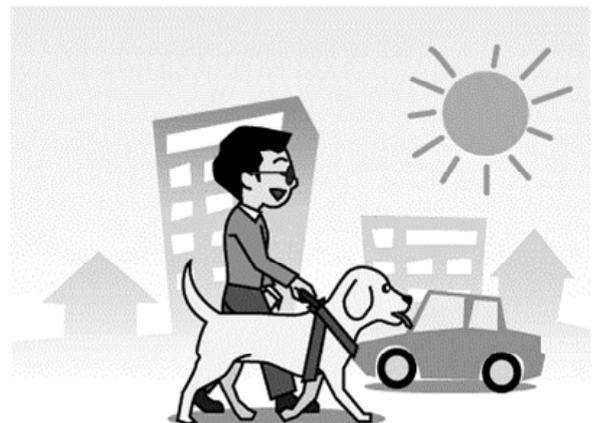


計画 PLAN
何をどのように改善するか見定め、新たな計画を立案する。

実行 DO
計画の内容に従って事業を実施する。

2 県・近隣市町等との連携

本計画は山北町における障害者総合支援法に基づく各サービスについて計画したのですが、障がいのある方に対する福祉施策はこれまでも広域的な取り組みによるところが大きく、今後もこの方向性は変わることがありません。したがって、県や近隣市町及び地域自立支援協議会等との情報交換や会議等を積極的に行い、一層連携を強化していくことにより、本計画の実現を目指します。



資料編



資料1 山北町障害福祉ネットワーク運営委員会設置要綱

山北町障害福祉ネットワーク運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山北町障害福祉計画に基づき、障害者が住み慣れた地域とともに生活し、活動できる社会を実現するために、障害者及び関係機関の連携により、計画の達成状況の点検及び評価、情報等の交換や支援内容について協議を行うことを目的とする。

(運営委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、保健、福祉等の関係機関で構成する「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織等)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる関係機関等から選出された代表者をもって組織し、必要に応じて町長が委嘱する。

- (1) 障害当事者及びその家族
- (2) 町障害者地域作業所やまなみ工芸
- (3) 指定相談支援事業者
- (4) 町各種障害者団体
- (5) 町民生委員児童委員協議会
- (6) 町ボランティア連絡協議会
- (7) 県社会福祉士会
- (8) 松田警察署
- (9) 町社会福祉協議会(町地域包括支援センター)
- (10) 居宅介護(支援)サービス事業所
- (11) 学校教育関係
- (12) 足柄上保健福祉事務所
- (13) その他町長が必要と認める関係者

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対象者)

第4条 障害者自立支援法第4条第1項、第2項に定める者及び発達障害者支援法第2条第1項、第2項に定める者、高次機能障害者、ひきこもり者、難病患者等(以下、障害者等とする。)とする。

(事業内容及び会議)

第5条 委員会は、地域住民への広報及び普及活動、関係者間での具体的な連絡網の形成、ネットワーク全体の運営状況の管理を行うとともに、必要に応じて、事業全体の評価及び見直しを行うものとする。

2 委員会の会議は必要に応じて、次の会議を開催することができる。

(1) 代表者会議

関係機関等の代表者により構成し、協議会の円滑な連携を確保するため、障害者支援に関するシステム全体の検討、実務者会議からの協議会の活動状況の報告を受けるとともに評価を行うものとする。

(2) 実務担当者会議

実際に活動する実務担当者による会議とし、情報交換、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、障害者等の実態把握のための調査や、障害福祉を推進するための啓発活動、代表者会議への報告などを行うものとする。

(3) 個別ケース検討会議

個別の障害者等について、その障害者等に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該障害者等に対する具体的な支援の内容等を検討するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(守秘義務)

第7条 委員及び実務担当者会議の構成員並びに会議に出席した関係職員等は、その業務上知りえた個人情報等を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

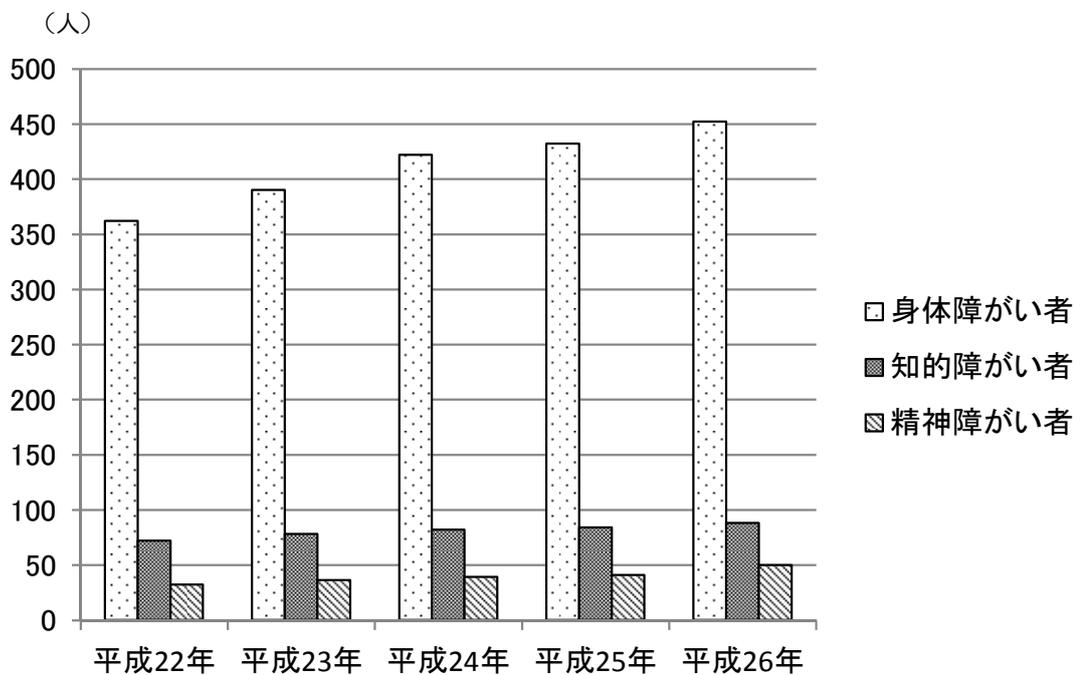
資料 2 障害者手帳保持者の推移

障害者手帳保持者の推移をみると、平成 22 年の 466 名から年々増加し続け平成 26 年には 590 人となっています。どの障害者手帳保持者も増加していますが、特に精神障害者手帳保持者数の増加が際立ち、4 年間で約 1.6 倍になっています。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体障害者手帳保持者	362 人	390 人	422 人	432 人	452 人
知的障害者手帳保持者	72 人	78 人	82 人	84 人	88 人
精神障害者手帳保持者	32 人	36 人	39 人	41 人	50 人
合 計	466 人	504 人	543 人	557 人	590 人

【資料：福祉課(各年 4 月 1 日時点)】

■ 障害者手帳保持者の推移 ■



資料3 サービス提供事業所

近隣市町、山北町の方が利用している事業所を掲載します（抜粋）。

【関係施設及びサービス提供事業所】

① 居宅介護

所在地	事業所名
南足柄市	居宅介護事業所 それいゆ
	南足柄市社協居宅介護サービス事業所
大井町	大井町社協ケアセンター
松田町	松田町社協訪問介護サービス
開成町	在宅福祉ケア子育てサポート すずろ

② 重度訪問介護

所在地	事業所名
南足柄市	居宅介護事業所 それいゆ
	南足柄市社協居宅介護サービス事業所
大井町	大井町社協ケアセンター
松田町	松田町社協訪問介護サービス
開成町	在宅福祉ケア子育てサポート すずろ

③ 行動援護

所在地	事業所名
小田原市	きらら湘南
	ヘルパーステーション かのん

④ 同行援護

所在地	事業所名
南足柄市	南足柄市社協居宅介護サービス事業所

⑤ 短期入所

所在地	事業所名
小田原市	独立行政法人国立病院機構箱根病院
	ほうあんショートステイシトラス
	ほうあん第二しおん
	よるべ沼代
	財団法人積善会 曾我病院
	永耕園
	ほうあんふじみのさと短期入所事業所
	竹の子学園

	太陽の門ショートステイ
南足柄市	足柄療護園
	コスモスホーム
中井町	神奈川県立中井やまゆり園

⑥ 施設入所支援

所在地	事業所名
小田原市	よるべ沼代
	永耕園
	ほうあんふじみのさと
	竹の子学園
南足柄市	足柄療護園
中井町	神奈川県立中井やまゆり園

⑦ 共同生活援助

所在地	事業所名
小田原市	喜心寮
	竹の子ホーム
	ながつか
	ポラリスホーム
	永耕会ホーム
南足柄市	コスモスホーム
	プレアデスホーム

⑧ 療養介護

所在地	事業所名
小田原市	独立行政法人国立病院機構箱根病院
	太陽の門 重症心身障害児（者）施設

⑨ 生活介護

所在地	事業所名
小田原市	おだわら福祉農場
	よるべ沼代
	デイセンター永耕
	ほうあん第一・第二しおん
	ほうゆう館
	永耕園
	竹の子学園
南足柄市	県西福祉センター
	足柄療護園
	プレアデス

	コスモス学園 中沼ケアセンター
中井町	神奈川県立中井やまゆり園
松田町	コスモス学園松田センター

⑩ 自立訓練（機能訓練）

所在地	事業所名
小田原市	ふらっと
南足柄市	県西福祉センター

⑪ 自立訓練（生活訓練）

所在地	事業所名
小田原市	ほうあんのぞみ
	ほうあん第一しおん
	竹の子ケアセンター
	梅香園
中井町	神奈川県立中井やまゆり園

⑫ 就労移行支援

所在地	事業所名
小田原市	ほうあんのぞみ
	ほうあん第一しおん
南足柄市	コスモス学園中沼ジョブセンター
開成町	地域作業所 合力の郷

⑬ 就労継続支援（非雇用型）

所在地	事業所名
小田原市	小田原アシスト
	農業ステーション
	おだわら福祉農場
南足柄市	県西福祉センター
	プレアデス
	ワークピア さつき
	コスモス学園中沼ジョブセンター
松田町	プレアデス
	コスモス学園松田センター
開成町	KOMNY
	地域作業所 合力の郷

⑭ 計画相談支援

所在地	事業所名
小田原市	きらら湘南 ☆★
	デイセンター永耕
	こどもホッと相談カフェ ☆★
	障害者総合支援センターういず ☆★
	障害者支援センターぼけっと
	太陽の門相談室
	相談支援センターエール ☆★
南足柄市	プレアデス
	自立サポートセンタースマイル ☆★
	県西福祉センター
	相談支援事業所 あすなる

(注) ☆地域移行支援 ★地域定着支援

⑮ 障害児相談支援

所在地	事業所名
小田原市	障害児相談事業所こはるび

⑯ 児童発達支援・放課後等デイサービス

所在地	事業所名
小田原市	ほうあんふじ
南足柄市	南足柄市障害児通園施設 くまさん教室
山北町	どんぐりん
開成町	ファミリーサポート すずろ開星亭

⑰ 保育所等訪問支援

所在地	事業所名
小田原市	ほうあんふじ

第4期山北町障害福祉計画

発行日 平成27年3月
発行 山北町 福祉課
〒258-0195
住所 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4
電話 (0465) 75-3644
HP <http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>
策定協力 株式会社 社会構想研究所
本文 社会福祉法人プロップ・ステーション
イラスト 「チャレンジド イラスト・カット集」
(<http://www.prop.or.jp/>) より
